▼書評

Yoko Akiyama, *Das Schächtverbot von 1893 und die Tierschutzvereine: Kulturelle Nationsbildung der Schweiz in der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts* (Berlin: Metropol, Februar 2019, 302 Seiten, € 24,00).

森本慶太

スイスは四つの言語圏と複数の宗派を擁し、二六ものそれぞれ異なる政治体制を持つカントン（州）、半カントン（準州）から構成される連邦国家である。確かにスイスは多様性を包摂する国家としての一面を持っている。その一方で、第二次世界大戦中のユダヤ人難民に対する冷淡な対応や、二〇〇九年の「ミナレット〔イスラームのモスクに付属する高塔〕建設禁止」イニシアティヴ（国民発議）、そして二〇二一年のムスリム女性の服装を念頭に置いた「ベール着用禁止」イニシアティヴの承認にみられるように、異質とみなした要素を排除してきた歴史も無視できない。多様性の包摂と異質な要素の排除という、一見矛盾する性格を持つスイスの国民統合はいかにして成立したのだろうか。

本書『一八九三年のシェヒターの禁止と動物保護協会――一九世紀後半スイスにおける文化的ネーション形成』は、この問いに文化的側面から挑戦するものである。本書の原型は、著者が東京大学に提出したドイツ語による博士論文であり、このたびドイツで刊行された[1]。本書が注目するのは、一八九三年に国民投票で承認された、「シェヒター禁止」イニシアティヴである。シェヒターとはユダヤ教徒の聖典タルムードに基づいた屠殺方法であるが、事前の麻酔をおこなわず、鋭利な刃物で頸動脈を切り落とすというその方法が一九世紀後半の動物保護運動で批判されてきた。スイスでは、国民投票の承認を受けて連邦憲法が部分改正され、シェヒター禁止の条文が加えられたのである。以下、各章の概要を示すことにしよう。

序論では先行研究が整理されている。従来の研究のほとんどは、シェヒター禁止が実現した背景として反ユダヤ主義の影響を指摘してきた。一九世紀末は、スイスのみならずドイツ語圏で反ユダヤ主義が高まりを見せており、ドイツでもシェヒターが問題視されていた。先述の国民投票で賛成に回ったのはおもにドイツ語圏カントンであったことからも、反ユダヤ主義との関連を見出しうる。しかし著者は、スイスのシェヒター問題がユダヤ教徒というマイノリティの統合にとどまらず、連邦憲法で規定された同権と信仰の自由に関する解釈をめぐる論点におよんでいるという歴史家メスマーの指摘を踏まえて、スイスの文化的ネーション形成との関連に着目する。

第一章「一九世紀スイスのネーションに関する考え方」では、一八世紀末から一九世紀末にかけてのカントンの連合体から近代的連邦国家へ移る時期における、スイスのネーション観念の変遷について考察している。政治的な意志によって一八四八年に成立した連邦国家スイスでは、政治的・制度的に多言語と多文化の問題は解決済みであったが、一九世紀後半にはイタリアやドイツなどの近隣諸国における言語や民族を基準とした国民国家の成立に直面し、スイスもカントンの枠を超えた内部結束の問題に取り組まなければならなかった。この内部結束を強化したのが「敵」の存在である。スイスは一八世紀以降他国との戦争を経験することがなく、周辺諸国からの干渉が外部の敵であった。一方、内部の敵は社会・政治情勢の変化にともなって変化した。連邦国家成立過程にお

けるイエズス会、国家成立から一九世紀末にかけてのカトリック保守派、それに外国人労働者や労働運動などがそれにあたる。一九世紀後半のスイスでは、スイス人の共通点を創出・発見し、連帯意識やナショナル・アイデンティティを確立しようという潮流と、「他者」排除による防衛的なネーション統合の試みが共存していた。このネーションの構成員と「よそ者」との間の境界線は、社会・政治状況に応じて繰り返し引き直されたのである。

第二章「スイスのユダヤ人とユダヤ人問題」では、一九世紀スイスのユダヤ人が置かれていた状況が説明されている。一八六六年に定住の自由が認められるまで、スイスのユダヤ人はカントン・アールガウの二つの村にのみ居住が許可されていた。アールガウやベルンがもともとユダヤ人の多いカントンであったが、一九世紀後半になるとユダヤ人解放と周辺諸国からの移住を通じてユダヤ人の数が増加し、特にチューリヒでは外国籍のユダヤ人が急増していた。一連の検討を通じて、スイスにおけるユダヤ人を取り巻く環境の多様さが指摘されている。

第三章「動物保護運動と動物保護協会」では、スイス市民社会とその基盤となった協会の特徴について確認し、その協会の一例である動物保護協会について検討されている。特に、シェヒター禁止運動を主導したベルン、チューリヒ、アールガウの動物保護協会に焦点を当て、それぞれの設立過程と会員の社会的構成について詳細に分析している。内部に向けては平等だが外部に向けては排他的性格をもったスイスの協会は、工業化を経て一九世紀後半により多くの階層に開かれて大規模化し、国家と市民を仲介することで市民社会の形成に大きな役割を果たした。シェヒター問題を公論に引き上げた動物保護協会は、その意味で典型的な協会であった。動物保護協会でも中間層の社会進出を背景に下層市民層の割合が増大し、会員層は多様化した。ただし、会員には労働者や小農はほとんど含まれておらず、あくまでも市民層に限られた組織であり、その指導層は上層市民層に属する都市のエリートであった。

第四章「スイスにおけるシェヒター問題と一八九三年のシェヒター禁止」では、シェヒター禁止へいたる過程について、ユダヤ人解放前後の時期から一八九三年の国民投票にいたる過程をたどったうえで、投票結果からシェヒター問題の構図を分析している。シェヒター禁止を求める声は、ユダヤ人解放前後の一八五〇年代から六〇年代においては、アールガウやザンクト・ガレンで起こっているが、あくまで局地的で散発的なものにすぎなかった。しかし、一八七四年の連邦憲法全面改正でユダヤ教徒を含む信教の自由が保障され、連邦政府がシェヒター禁止問題でカントンに介入できるようになると、シェヒター禁止はカントンにとどまらず国家レベルの問題となった。それを受けて、一八八〇年代後半から動物保護協会による運動が高まりをみせていく。動物保護協会は屠殺方法の「人道化」を求めて連邦やカントンへの働きかけを強化し、一部のカントンでは成果を収めるが、連邦政府の介入に直面した。連邦政府がシェヒターを動物虐待に該当せず憲法の信教の自由に該当する宗教行為と認めたのに対し、動物保護協会は新しく導入されたばかりのイニシアティヴ制度を用いて、連邦憲法の部分改正でシェヒター禁止を規定するよう提起し、必要な署名数を集めて国民投票に持ち込んだ。連邦議会はイニシアティヴの内容に反対を表明していたが、一八九三年八月二〇日の国民投票の結果、国民票の賛成が過半数に達し、カントン票でも賛成が辛うじて反対を上回り、承認されることになった。

第五章「シェヒター問題をめぐる議論」では、前半でシェヒター禁止についての動物保護協会の主張とイニシアティヴ反対派の主張を分析

し、それぞれの論点を整理している。後半ではシェヒター禁止イニシアティヴに対するスイス国内の地方紙の立場を検討し、それぞれの立場と論点を考察している。

一八八〇年代後半以降、動物保護協会はシェヒター禁止をめぐり多様な論点を提起するが、特に注目すべきは、シェヒターを倫理（文化）と公序良俗に反する行為であると批判したうえで、キリスト教徒とユダヤ教徒の平等を問題視し、スイス国民としての権利を求めるなら義務も果たすべきであるとして、ユダヤ教徒のスイス社会への同化を求めた点である。これに対し反対派の主張のなかには、イニシアティヴが反ユダヤ主義的であるという反論もあったが、それだけでなく、連邦憲法に屠殺条項を盛り込むことの是非という、連邦政府とカントンの権限をめぐる論点がみられ、連邦議会でもこの点が議論された。

シェヒター禁止をめぐっては、当時の新聞でも活発に議論されている。賛成派の新聞は全体的に少数でドイツ語圏にみられた。賛成派の新聞の政治路線が共通していたわけではなく、地域性や新聞と発行人の考え方によって論拠も異なっていた。これに対し、カトリック保守派の強かった中央スイスの新聞は、信教の自由を侵すものとして、明確に反対の論陣を張った。運動の盛んだったベルンでも、政争を反映して自由主義の立場の新聞が反対を表明している。反対派の新聞の特徴としては、動物保護協会が主張した国民の平等と公序良俗の問題という論点がみられなかったことがある。運動が盛んだったカントンでは、中立、あるいは態度表明をしない新聞が多かった。国民投票の結果を受けて、各新聞はそれぞれの立場から論評をおこなっている。賛成派の新聞は、反ユダヤ主義の影響を否定し、仮にあったとしてもユダヤ人側に責任があるとした。ほとんどの反対派や中立の新聞は、イニシアティヴ承認の背景に反ユダヤ主義やユダヤ人に対する嫌悪感の影響があったことを指摘したが、投票結果を尊重する姿勢を示した。ただし、フランス語圏の新聞が反ユダヤ主義の影響を明確に指摘したのに対し、ドイツ語圏の新聞はユダヤ人側に原因があると主張しているなど、違いがみられる。

結論では各章の議論を踏まえて総括している。シェヒターが禁止された背景には、中央集権化への反発と直接民主主義（イニシアティヴ）の導入という政治的・制度的要因と、動物保護思想の拡大と「人道的」屠殺方法の開発、人間中心的な動物保護、社会におけるユダヤ人の存在感の増大、という社会文化的要因を指摘できる。各新聞では、動物保護協会の主張する動物保護の中身が正面から問われることなく、さらには反ユダヤ主義に限らず様々な論点で議論が展開した。このことは、国民の投票行動に多くの選択肢を与えると同時に、イニシアティヴを通じてユダヤ人の存在とシェヒターという行為を多くの国民が知り、異質なものが増大しているという認識とイニシアティヴに賛成する投票行動につながった。反ユダヤ的行為であるはずのシェヒター禁止は、動物保護協会や賛成派の新聞からすれば、ドイツで広がっていた近代的反ユダヤ主義の産物ではなく、ユダヤ人のスイス文化への同化要求であった。それを通じて、スイス国民はスイスの文化が何であるかを確認するよう求められた。シェヒターをめぐる問題は、スイスから異質な文化を排除するだけではなく、スイス人が文化的な共通点を見出す転機となったのである。

本書は、スイスのシェヒター問題をナショナリズムの文脈で問い直した実証研究である。連邦やカントンの文書館史料、連邦議会議事録、動物保護協会機関誌や地方新聞など多岐にわたる史料が著者独自の議論を支えている。例えば、第三章の動物保護協会の検討は、動物保護協会が市民層によって担われていたこととあわせ、地域による立場の違いを浮

き彫りにした。また、第五章の新聞による世論分析からは、シェヒター問題をめぐる論点の多様さが明らかにされており、動物保護運動と反ユダヤ主義に注目してきた従来の研究を乗り越えて、異質を排除するスイス人の内部結束の契機として位置づけることに成功している。これらの成果を認めたうえで、最後にコメントを試みたい。

まず、本書の主題ではないにせよ、シェヒターを禁止された、いわば排除された側のユダヤ人とスイス人との関係については、より掘り下げるべき点がないだろうか。本書でもユダヤ人の置かれていた状況と地域ごとの違い、それにイニシアティヴに対するユダヤ人の直接的反応については十分に検討されているが、禁止が承認された後のユダヤ人の反応に関して言及はない。例えば、バーゼルでは一八九七年に第一回シオニスト会議が開かれているが、こうしたスイスを舞台とするユダヤ人の活動に、シェヒター禁止は何らかの刺激を与えたのだろうか。また、シェヒター問題をめぐって表れた、ドイツとは異なる（と主張された）反ユダヤ主義はその後も命脈を保つのか、第二次世界大戦時のユダヤ人への対応との関連で、見通しをうかがいたいところである。

次に、一九世紀末の時点での「スイス文化」の中身についてである。単一の言語や文化に基づかないスイスの文化的ネーションは、あいまいさをその特徴とし、時代・状況の変化に応じて「よそ者」や「異質」の境界線を変えていく。例えば、第二次世界大戦の直前から冷戦期にかけて展開した「精神的国土防衛」は、ファシズム（ナチズム）や共産主義に対して境界線を引いたが、他方で、スイスの多言語状況や民主政をそれらに対置して称揚するという「スイス文化」の中身を示す運動でもあった。包摂的な内部結束については第一章で同時代の複数の事例が紹介されているだけに、シェヒター問題の議論のなかで「異質」な文化に対する「スイス文化」の具体像が提示されなかったのか気になるところである。

また、本書でも指摘されるように、国民投票の結果には言語圏での対照が明確にみられた。動物保護協会による運動もドイツ語圏が中心であった。フランス語圏やイタリア語圏の人々の多くは、ユダヤ人の同化という問題に批判的か無関心であり、それは投票結果にも反映している。こうした言語圏の間にみられる温度差は、二〇世紀に入ってからも第一次世界大戦時の「レシュティの溝」（独仏両国への距離感をめぐるドイツ語圏とフランス語圏との対立を示す表現）や現代のヨーロッパ統合への態度にも影を落としている。[2] 視点を変えれば、シェヒター問題はスイスの内部結束以上に分裂状況を浮き彫りにしているようにみえる。文化的ネーションの統合を問題とした本書の成果は、シェヒターとは別の「敵」（労働運動など）の排除、あるいは包摂的な内部結束と排他的なそれとの関係について、さらなる事例研究の必要性を示しているように思われる。

以上、評者の関心から雑駁なコメントを連ねたが、本書が今後の研究の基礎となる重要な成果であることは疑いない。本書を呼び水として、スイスの国民統合をめぐる議論がいっそう深まることを期待したい。

【付記】

本稿の作成に際しては、二〇一九年六月二九日に開催されたドイツ現代史研究会例会（於同志社大学烏丸キャンパス）における本書の合評会の議論を参考にした。本稿の文責が評者にあることは言うまでもないが、著者と参加者の皆様に感謝申し上げる。

注

（1）本書に関する研究は、日本語でも部分的に刊行されている。穐山洋子「一九世紀後半スイスにおけるユダヤ教の屠殺方法・シェヒターの禁止――動物保護協会の活動と会員の社会構成を中心に」『ヨーロッパ研究』第一二号、二〇一三年、二三－四二頁；同「一九世紀スイスのユダヤ人――包摂と排除のはざまで」『ユダヤ・イスラエル研究』第二八号、二〇一四年、一－一一頁；同「一八九三年のシェヒター禁止と一九世紀後半スイスの文化的ネーション形成」『現代史研究』第六〇号、二〇一四年、二一－三九頁；同「ヨーロッパ世界のナショナリズムとアルプスの多民族国家」踊共二編『アルプス文化史――越境・交流・生成』昭和堂、二〇一五年、一七九－二〇〇頁。

（2）クリストフ・ビュヒ（片山淳子訳）『もう一つのスイス史――独語圏・仏語圏の間の深い溝』刀水書房、二〇一二年。

（もりもと　けいた・関西大学准教授）